

※「管内の教育」は島根県教育庁 出雲教育事務所ウェブサイトにてカラーで掲載されています。

所報 第84号

- 1 市町村立学校教育職員人事異動方針細則
・定年引上げ制度の導入について
- 2 管内における社会教育の取組
- 3 インターネットトラブル事例集
- 4 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けて
- 5 総務課より「年末調整について」

管内の教育

出雲教育事務所 令和4年11月



「市町村立学校教育職員人事異動方針細則・定年引上げ制度の導入について」

調整監 三原 久義

島根県教育委員会では、昨年度に約20年ぶりとなる教育職員の人事異動方針細則等の大幅な改正を行い、改正の一部を昨年度末に一部先行して行いました。そして、本格的な実施については、令和5年度(令和4年度末人事異動)に実施することとなります。

石見・隠岐地域における学校減や教諭等ポストの減、出雲・石見地域のへき地学校の減少等、市町村立学校の人事異動を取り巻く環境は大きく変化しています。それに伴い、細則に定められた他地域勤務・へき地学校勤務を望んでも異動が叶わない事態や、出雲地域の教員配置率の低下、隠岐島前地域の教員不足など、教育職員の人事に係る複数の課題が生じています。

以下に、出雲教育事務所管内に生活の本拠地を置く者に関する改正の主な点をあげます。

改正内容の理解と、ご自分の赴任計画の確認をしていただきますようお願いいたします。

【生活の本拠地】

生活の本拠地とは、本人又は最も身近な親族が恒常的に居住する旧市町村を言い、新規採用時に本人からの申告によって設定することとしています。「旧市町村」とは、現在の市町村とは異なり、平成16年9月30日現在の市町村であることに注意が必要です。

例 「出雲市平田町」が生活の本拠地→×「出雲市」○「平田市」

生活の本拠地を起点として、行わなければならない勤務(他地域勤務等)の、勤務エリアや勤務年数が定められています。

生活の本拠地は、細則の根幹をなす重要なものです。結婚、養子縁組や、家屋の取得等により転居した場合には、速やかに変更の届けを提出しなければなりません。変更の届けを行わず、生活の本拠地を変更せぬまま、例えば、新築の家から近くの学校で他地域みなし勤務を行うといったことがあれば、公正・公平であるべき人事異動を歪めることになります。新規採用時の設定を含め、すべての教職員が今一度再確認してください。

その他、細則には、生活の本拠地を変更した場合の年度の取扱いなどについて定めています。

【他地域勤務の改正】

○出雲教育事務所管内の者の「他地域」の範囲の拡大

出雲教育事務所管内の者の「他地域」(他地域勤務対象範囲)について、石見地域の範囲を、従来の「浜田市以西」から「大田市を除く」石見地域へと拡大します。

○出雲地域の者の他地域勤務特例地域の新設

奥出雲町(旧仁多町・横田町)、飯南町(旧頓原町・赤来町)を、松江・出雲教育事務所管内に生活の本拠地を置く

者の他地域勤務特例地域(4年勤務)とします。

【へき地学校勤務の改正】

○へき地学校勤務に代えることのできる勤務追加

市町村教育委員会が学校経営・運営等を重点的にやりたいとして指定した学校(特例指定校)において、通算6年勤務を行うことで、へき地学校勤務を行ったこととします。

(特例指定校)

(小学校)

出雲市立今市小学校 出雲市立大津小学校

出雲市立塩冶小学校 出雲市立高松小学校

出雲市立四絡小学校 出雲市立北陽小学校

(中学校)

出雲市立第一中学校 出雲市立第二中学校

出雲市立第三中学校

【定年引上げ制度の導入】

○定年年齢の段階的な引上げ

定年の年齢を 65 歳まで2年に1歳ずつ段階的に引上げます。

生まれ年度	S37年度	S38年度	S39年度	S40年度	S41年度	S42年度	S43年度以降
退職年齢	60歳退職	61歳退職	62歳退職	63歳退職	64歳退職	65歳退職	65歳退職
退職年度	R4年度	R6年度	R8年度	R10年度	R12年度	R14年度	

○役職定年制の導入

組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理職等での勤務上限年齢を、原則 60 歳とする役職定年制度を導入します。

○定年前再任用短時間勤務制の導入

・定年前再任用短時間勤務制

60 歳に達した日以後の定年前に退職した教職員について、短時間勤務の職に採用(任期は最長定年まで)することができる制度です。

・暫定再任用制度

定年が段階的に引き上げられる経過期間において、65 歳まで再任用できるよう現行の再任用制度と同様の仕組みを措置することになります。

教育職員人事異動方針、事務職員人事異動方針のいずれにも「全県的視野に立ち、適材を適所に配置する」と明記されていることを踏まえ、各市町の人事配置構想や、各校の人事配置計画を尊重しつつ人事異動作業に取り組んでいきますので、ご理解とご協力をお願いします。

管内における社会教育の取組

出雲市「『ふるさと教育』教職員研修会」

出雲市派遣社会教育主事 大國 亨 森脇淳志

出雲市では、出雲市教育研究会社会科部会と連携し、教職員対象のふるさと教育に係る研修会を実施しています。今年度は3年ぶりの開催でしたが、42名の参加者があり、戦争遺構を教材とした授業づくりについて研修しました。

<目的> ふるさと出雲の「ひと・もの・こと」にふれる機会を通して、出雲の教育資源に関する見識を広げることにより、各校のふるさと教育・社会科学学習等のさらなる充実を図る。

<期 日> 令和4年8月5日（金）

<会 場> 西野小学校、斐川町地内（出西・直江地区）

<講 師> 須田 英典 氏（平和学習語り部ボランティア）

<内 容> 平和学習「わたしたちのふるさとに戦争があった」の授業をつくろう

（1）模擬授業（現地見学に向けた問題意識づくりをねらいとした授業）

①学童集団疎開について “学童集団疎開が行われた理由は何だろうか？”

②旧海軍大社基地建設と山陰空襲 “島根は本当に安全な場所だったのだろうか？”

（2）現地見学（戦争遺構を見学し「島根は安全な場所であったか」を考える授業）

見学場所（旧海軍大社基地滑走路跡→魚雷調整庫跡→新川鉄橋機銃痕）

<参加者の感想>

- ・児童生徒にとって戦争は、“昔のこと”、“他国のこと”というイメージが強いと思う。
“自分たちのこと”とするために、自分の町で戦争があったことを感じさせることがとても大切だと思った。
- ・実際に見ることで、スケールの大きさを感じました。魚雷調整庫跡で中を覗いた時に、ぞくっとしました。ここに兵器が収められていたのかと思うと、周囲ののどかな風景とのギャップが大きくて怖さを感じました。

<主催者として>

出雲の「ひと・もの・こと」を教材として、子どもたちの心に一生残る学習を行うことが、ふるさと教育で大切にしたいことと考えています。今後も、先生方が出雲を知り、教材にしたいと思える研修会、子どもたちが出雲を語るができるための授業づくりの参考となる研修会にしていきたいと思います。



雲南市「『夢』発見ボランティア ～学校を飛び出して 新しい自分を見つけよう！～」

雲南市派遣社会教育主事 藤原枝理子 青木浩平



雲南市では中学生の職場体験学習を、中学校・事業所・家庭・行政が連携し、『夢』発見ウィーク」として市内一斉に行っています。この『夢』発見ウィークでは、地域で働く人の姿や働く体験を通し、「働くこと」はどういうことか、それが自分とどうつながっているかについて探究していくことをねらいとしています。

そして、昨年度から『夢』発見ボランティア（通称：『夢』ボラ）という取組も始めました。この『夢』ボラは「中学生が地域で探究できる場を充実させたい！」「中学生が地域で活躍する機会を増やしたい！」という思いから企画しました。

今年度は夏休み期間と冬休み期間の2シーズンで計画しています。8月に実施した「夢ボラ in SUMMER」では、協力していただける事業所を募集したところ、44事業所が手を挙げてくださいました。また、各中学校の掲示板を利用し、ボランティア体験できる事業所を紹介すると、コロナ禍にも関わらず計65名の中学生から応募がありました。これは生徒たちの中に「地域のために何かやってみたい」という気持ちが芽生えている表れではないかと思えます。

このように、主体的に参加する生徒が育っていること、そしてその受け皿として快く引き受けてくださる地域の大人が多いことは、これまでの学校・地域・家庭が連携・協働して子どもたちを育ててきたことの成果だと感じています。今後も、ますます学校・地域・家庭の連携・協働の体制が深まり、子どもたちをまちぐるみで育てていく雰囲気充実していくことを期待しています。



出雲教育事務所管内では、出雲市2名、雲南市2名、奥出雲町1名、飯南町1名の社会教育主事が派遣されています。派遣社会教育主事が中心となって実施している各市町の社会教育の取組の一部を紹介します。

奥出雲町「地域の公民館支援」

奥出雲町派遣社会教育主事 石原弘治

奥出雲町派遣の社会教育主事として、町内の公民館（9館）の支援を行っています。その内容は、主事会、館長会での情報提供、各公民館に行つての支援（PC操作、講師紹介・依頼、各種事業の内容相談）など多岐にわたります。今年の7月には、横田公民館と加食自治会の連携事業リニューアルの支援を行いました。

「集まれ！加食での川遊び体験」

〈社会教育主事としてのねらい〉

- ・サン・レイクの協力を得ることで、安全な形で公民館、地域住民の思いを実現する。
- ・この事業の「価値」について大人にも高校生にも感じてもらう。

〈内容〉

- ・「オオサンショウウオ観察」「加食の滝の沢登り」「鮎のつかみ取り」を実施。
- ・小学生15名、高校生のボランティア8名、加食地域の支援者13名が参加。

〈振り返って〉

- ・事前研修会を7月12日に実施し、サン・レイクの社会教育主事から専門的なアドバイスをいただきました。当日は、支援者、ボランティアの配置、ロープの張り方等を工夫し、初挑戦となる「加食の滝の沢登り」を安全に配慮して行うことができました。
- ・地域の子どものために「何かやってやりたい」という大人の気持ちが、子ども達の「ふるさとへの愛着、誇りの醸成」につながり、「自信や自己肯定感」を育みます。また、ボランティアとして参加した高校生の姿が子ども達の「あこがれ」となり、高校生自身の「自信」や「地域参加のおもしろさに気づくこと」につながることも期待できます。今後も地域の「思い」をいろいろな人を巻き込みながら実現していきたいと考えています。



飯南町 みんなでつくる地域と学校「地域と学校の未来シンポジウム」

飯南町派遣社会教育主事 若槻慎也

飯南町では、今年度より飯南町教育環境基本方針検討委員会を立ち上げ、飯南町にふさわしい教育環境について検討を始めました。

第1回の検討委員会の開催に合わせて、「地域と学校の未来シンポジウム」を開催し、島根大学の作野先生に「みんなでつくる地域と学校」というテーマで講演をいただきました。

「社会に開かれた教育課程」の実現、家庭や地域での学びも含めた保小中高一貫教育の充実、学校を核とした地域づくりを達成するためには、社会総掛かりで子どもたちを育む体制づくりが必要です。

今回のシンポジウムには、教職員、保護者、地域住民、公民館関係者など多くの方にご参加いただきました。講演の内容については、以下のとおりです。

- ・子どもをとりまく環境の変化 ・学校の適正規模 ・求められる持続可能社会 ・複式学級の学習
- ・コミュニティ・スクール ・地域学校協働活動 ・学校と地域との関係構築ステップ
- ・保小中高一貫教育

各小中学校では、飯南町の豊かな「ひと・もの・こと」を活用したふるさと教育の実践が行われています。その学習には、多くの地域の人に関わっています。子どもたちに関わる地域の大人の方たちは、生きがいややりがいを感じ、地域の良さを再発見することにもつながっています。

飯南町において子どもの育ちに関わるすべての方とともに、学校の未来、地域の未来を共有しながら、飯南町での人づくりの充実を目指していきたいと思ひます。



「インターネットトラブル事例集」

生徒指導専任主事 玉木 篤史

総務省から毎年度情報提供されている、「インターネットトラブル事例集」をご存じでしょうか？インターネットに関わる様々なトラブルについて、実際にあった事例を基に作成されたものです。学校現場において活用できるように、1ページ1事例の構成で上段が事例の内容、中段が学びの進め方、下段が解説とアドバイスになっています。事例毎に印刷してワークのための題材としたり、PDF ファイルを部分拡大してスクリーン等に投影するなどして活用できるものです。

総務省のHPにある『上手にネットと付き合おう！～安心・安全なインターネット利用ガイド～』のサイト内に「インターネットトラブル事例集」が掲載されており、パソコンやスマホなどで読めるページもあります。また、ネット利用のリスク管理をメッセージアプリ風の会話で考える「ILAS 補助教材」のPDF ファイルもダウンロードできます。

毎年度島根県教育委員会がとりまとめている「問題行動報告書 I」によれば、近年ネットトラブルの被害児童・生徒数は小・中・義務教育学校で毎年度200名程度、被害件数は150件程度です。被害者となる児童・生徒は精神的にも大きな苦痛を感じ不登校に繋がる場合もあります。また、知らない間に加害者となり犯罪に巻き込まれる場合もあります。

デジタルツールやインターネットを使う際、自分自身及び友だちの心や体を将来を傷つけないために、どんな使い方が問題に繋がるのかを考えるきっかけとして、ぜひ「インターネットトラブル事例集」を活用してみてください。

インターネットトラブル事例集2022版<目次(一部抜粋)>

- コミュニケーション編 ～予期せぬトラブルに備えて～
- ★グループトークでの友人とのトラブル
- セルフコントロール編 ～ルールやモラルを守って使おう～
- ★オンラインゲームをめぐるさまざまなトラブル
- 個人情報&プライバシー編 ～防ごう！悪用・詐欺被害・特定～
- ★投稿から個人が特定されたことによる被害
- 情報発信編 ～被害者にも加害者にもならないために～
- ★SNS 等での誹謗中傷による慰謝料請求



「幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けて」

(島根県幼児教育センター) / 指導主事 八木 優

令和4年3月に中央教育審議会初等中等教育分科会「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」において、審議経過報告がとりまとめられました。その中で、幼小連携の課題として「幼児教育施設の7～9割が小学校との連携に課題意識をもっていること」「半数以上の施設が行事の交流等にとどまり、資質・能力をつなぐカリキュラムの編成・実施が行われていない」こと等があげられています。島根県においても、幼児教育施設長及び小学校長対象に行ったアンケート調査(R3)において「年数回の授業、行事、研究会などの交流があるが、接続を見通した課程や計画の編成・実施は行われていない。」の回答が60%以上を占めており、同様の課題を抱えているといえます。

幼児教育と小学校教育は、教育のスタイルが異なるものの、子どもの育ちは連続しています。子どもの成長を切れ目なく支える観点から、子どもの立場に立ち、幼児教育で培った学びの上に小学校教育を展開していくことが重要です。決して、小学校教育がゼロからのスタートではないのです。

幼小連携接続の充実には、互いの教育、保育を理解し合うことから始まると考えます。まずは、管理職の先生方のリーダーシップのもと、小学校の先生方には、是非幼児教育施設を訪問され、保育者の子ども達への関わり方や、子ども達が遊びを通してどのような経験を積んでいるのか観てほしいと思います。そして、幼児教育と小学校教育をつなぐものさしとなる「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりにする等して、子どもの育ちを中心に据えた対話を通して、相互理解に努めてもらいたいと思います。

幼小での学びが連続し、先生方の指導が繋がれば、子ども達は安心して学ぶことができるでしょう。さらには、学習活動やカリキュラムが適切に接続すれば、子ども達は個々の力を存分に発揮し、きっと学校生活を心地よいと感じることができると思います。

島根県幼児教育センターでは、今後も、各市町村及び小学校区における幼小連携接続に向けた研修支援等を実施していきます。幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けて、共に考えていきましょう。

1. 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の捉え方の例

The diagram illustrates the concept of 'desired outcomes by the end of the preschool period' (幼児期の終わりまでに育ってほしい姿). It features a central image of a child playing with blocks, surrounded by text boxes that describe various skills and attitudes. The text boxes are organized into columns and rows, with arrows indicating the flow of information. The central image is labeled '遊びが積み重ねて育っていく' (Growing up through play). The text boxes include: '健康な心と体' (Healthy mind and body), '思考力の芽生え' (Emergence of thinking power), '自立心' (Independence), '自然への関わり・生活尊重' (Engagement with nature and respect for life), '協同性' (Cooperativeness), '言葉による伝え合い' (Communication through words), '道徳性・規範意識の芽生え' (Emergence of morality and sense of norms), '豊かな感性と表現' (Rich sensibility and expression), and '社会生活との関わり' (Engagement with social life). The diagram also includes a section for '【今後の体験してほしい姿】' (Desired outcomes for the future), which lists '共通の目的の実現に向けて協力したり、時には互いの思いがぶつかりあう中で、相手の立場になって考えたり、互いに納得できる代案を考えたりしてほしい。' (Cooperating towards common goals, or even conflicting thoughts, but considering each other's perspectives and thinking of mutually agreeable alternatives).

幼小小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料(初版)
文部科学省 令和4年3月31日

年末調整について

今年も年末調整の時期がやってまいりました。年末調整は、所得税を過不足なく正しく納めるために、とても大切な手続きです。しかし、例年、年末調整後に申告誤りの疑いがあるとして税務署より指摘を受けることがあります。今回はよくある申告誤りや、申告時の注意点についてご紹介します。

よくある申告誤り① 扶養親族の所得額が所得上限額を超えていた

扶養親族の所得の年額が48万円以下の場合、控除対象扶養親族として申告することができます。申告の際は、給与明細等を確認し、所得額が上限を超えていないか確認しましょう。
 なお、遺族年金や障害年金等の非課税所得は所得に含めません。

〈所得額の確認方法（給与所得の場合）〉

今年1年間に支払われたもの（1月～12月支給分）を合計します。
 給与所得のみの場合は、収入金額 103万円以下の方が扶養親族の対象となります。

※所得額の計算方法は、所得の種類（給与所得や年金所得など）によって異なるので注意が必要です。

- 賞与も所得に含めます。
- 非課税の通勤手当は所得に含めません。

よくある申告誤り② 一人の扶養親族を、自分と配偶者の両方で申告していた

例えば、職員本人と配偶者が両方も給与所得者の場合、それぞれの事業所で年末調整を行います。その際に、職員本人が子を扶養親族として申告しているにもかかわらず、配偶者の方でも同じ子を扶養親族として申告していたという控除誤り（重複適用）が多く見受けられます。

子や父母等を扶養親族として申告する際は、一人の扶養親族を重複して申告することがないように、家庭内でよく話し合っておきましょう。

令和 4 年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

給与の支払者 税務署
 個人番号については給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない。

扶

所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	高根県総務部総務事務センター長	フリガナ	あなたの氏名	あなたの生年月日	あなたの性別	あなたの住所又は居所	あなたの生年月日	あなたの性別	あなたの住所又は居所
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	1 0000 2032 0005	あなたの個人番号	*記載不要*						
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	高根県松江市殿町1番地	あなたの住所又は居所	郵便番号						

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しないこと。

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号		本人扶養親族(昭28.1.1以前生)	本年中の所得の見積額
		あなたとの続柄	生年月日		
源泉控除A対象配偶者(注1)		*記載不要*			
主たる給与が	1	*記載不要*		<input type="checkbox"/> 同居の親等 <input type="checkbox"/> その他	
	2	*記載不要*		<input type="checkbox"/> 特定扶養親族 <input type="checkbox"/> 同居の親等 <input type="checkbox"/> その他	
控除対象				<input type="checkbox"/> 特定扶養親族	

配偶者の勤務先の年末調整でも申告していませんか？

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。)

住民税に関する事項	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外 国外扶養親族	本年中の所得の見積額	異動月日及び事由
16歳未満の扶養親族		*記載不要*						
		記載不要						